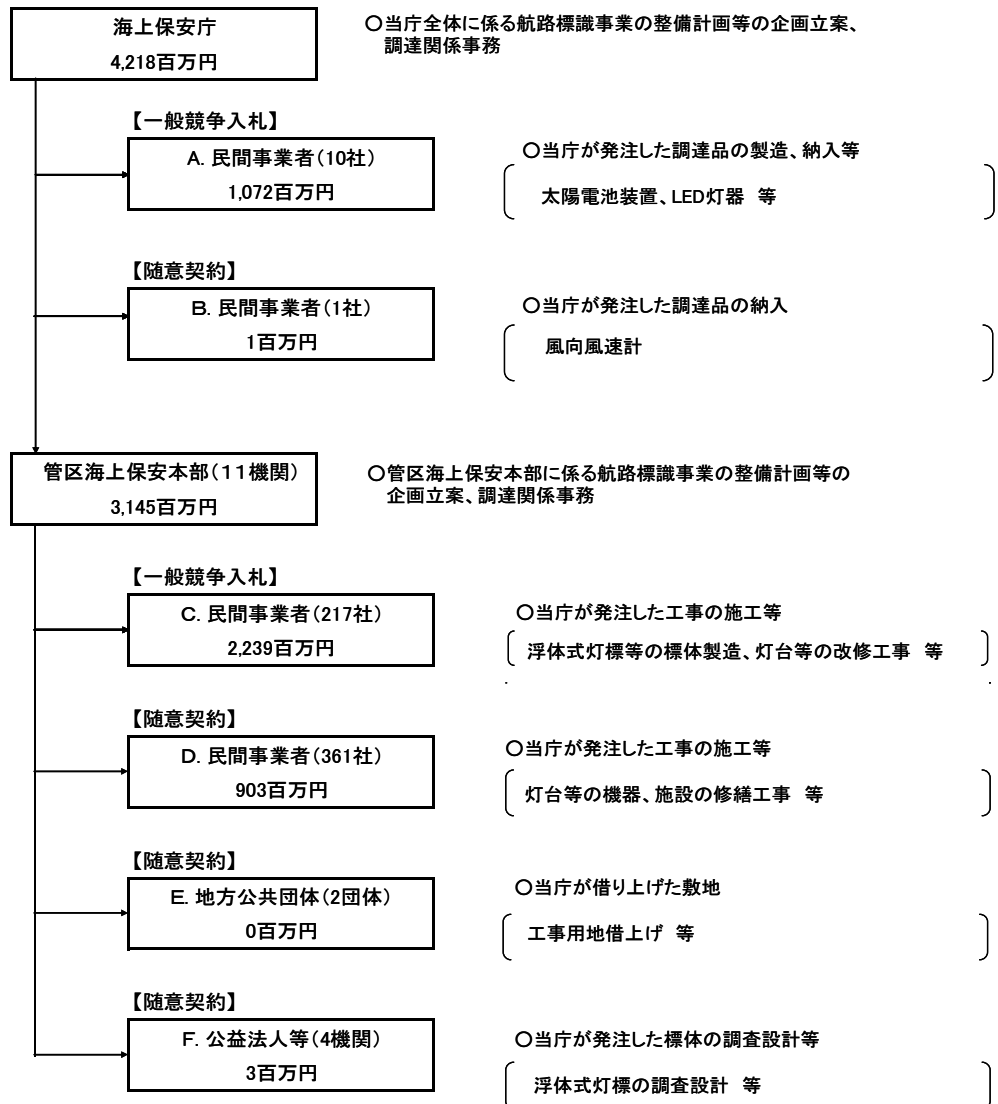


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名		航路標識整備事業		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		S23~		担当課室	企画課		課長 金子 英幸		
会計区分		一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		海上保安庁法第5条第1項第10、22号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けた新たな取組み)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)		海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用し、海上交通センターの機能拡充を図っているほか、ふくそう海域において航行船舶の指標となる航路標識の視認性・識別性の向上を図る整備を行っている。さらに、災害発生時における航路標識の信頼性を向上させるため、航路標識の電源を太陽電池化する等の整備を行っている。							
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		予算の状況	当初予算	4,636	4,373	3,901	3,521	3,322	
			補正予算	1,539	697	71	-	-	
			繰越し等	4,024	150	817	555	-	
		計		10,199	5,220	4,789	4,076	3,322	
		執行額		10,046	4,402	4,218	-	-	
執行率(%)		98.5%	84.3%	88.1%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
		・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	隻	2,516	2,380	2,508	-
		達成度		%	-	-	-	-	
		・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	件	1	0	0	0
達成度		%	0	100	100	-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		航路標識整備事業の実施箇所数		活動実績 (当初見込み)	箇所	610	723	317	— (209)
単位当たりコスト		13.3 (百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 23年度の執行額/実施箇所数				
平成24・25年度予算内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	航路標識整備事業費		3,521	3,322	25年度は、海上安全情報システム整備完了に伴う所要額の減などに加えて、公開プロセスの結果を踏まえたコスト縮減を図る予定である。。				
	計		3,521	3,322					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	航路標識の整備は、外国船を含む全ての船舶の海難を未然に防止し、これら船舶の人命及び財産の保護に資するための事業であることから、国が実施する必要がある。かつ、優先度が高い。 航路標識整備事業は、限られた予算で適切に執行しており、不用率は0.3%となっている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	航路標識整備事業は、契約全体のうち、約21%は法令の規定により随意契約を行っているが、その他の約79%は競争入札で行っており、競争性が確保されている。 なお、コストの削減については、事業単位ごとの標識の数、規模や設置環境が異なるため、単位当たりコストで削減の度合いを示すことは困難であるが、それぞれの事業単位ごとにコストの削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	航路標識の施設・機器の整備については、以下に掲げる計画(事業箇所及び予算)を策定し、適切に事業を遂行している。 ・船舶への情報提供の充実強化(海上交通センターの機能拡充) ・航路標識の視認性・識別性の向上(航路標識の光源の変更) ・災害発生時の信頼性向上(航路標識用電源の太陽電池化) ・航路標識の機能の維持
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	航路標識整備事業の実施にあたっては、調達コストの削減のほか、海難の発生状況、船舶の通航実態、利用者のニーズ等を考慮し、航路標識の集約再配置及び必要性の低下した航路標識の廃止により整備・維持コストの削減を図っている。 今後も引き続き、財政上の制約も踏まえつつコストの削減に努めていく。		
	【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 調達方式の見直し等により、調達コストの削減を図っている。 また、船舶の航行の安全における必要性を考慮し、ふくそう海域を中心とした事業に重点を置く等、優先度の精査・事業の重点化		
予算監視・効率化チームの所見			
抜本的改善	調達の競争性を高めるべき。技術革新も踏まえ、光波標識の必要性を検証すべき。		
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)		
縮減	○調達の競争性に関する検討状況 仕様書について、新規参入を阻害する項目の有無について事業者に対する聞き取りを実施した。これを踏まえ、平成24年度中に下記の見直し作業を行う。 ①事業者の技術審査要件について、ISO9001(国際的な品質管理の規格)の取得により、提出資料の大幅な削減を可能とする仕組みを導入し、入札者の拡大を図る。 ②汎用品の導入については、従来よりディスプレイ、通信機器、テレビカメラなどに汎用品を導入しているところであり、今後、外国製品を含め技術適合性調査を行い、さらなる汎用品の導入による競争性の拡大を図る。 ○光波標識の必要性の検証に関する検討状況 今般の公開プロセスの結果を受け、平成25年度中に全ての光波標識の利用状況調査を行うこととする。加えて、通航船舶のGPS等の航海計器の利用実態、光波標識の配置の適否について検討することにより、光波標識の適正数を把握することとする。 平成25年度において、通航船舶の減少、通航実態の変化等により必要性が低下した光波標識について、利用者との個別の合意を得たものを廃止する。 ○平成25年度要求におけるコスト削減額 0.7億円 本額は調達競争性を高めた結果縮減するものである。なお、平成25年度における光波標識の廃止により、平成26年度以降においても、廃止による建て替え経費の節減が見込まれる。		
	補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)		
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	523	平成23年行政事業レビュー	492

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京計器株式会社			E.名古屋港管理組合		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	291	工事費	工事用地借上げ	0
計		291	計		0
B.株式会社日本エレクトリック・インスルメント			F.財団法人日本航路標識協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	1	工事費	浮体式灯標調査設計	2
計		1	計		2
C.東京計器株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	88			
工事費	船舶通航信号所改修工事	74			
計		162	計		0
D.セナーアンドバーズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器、工事材料購入	24			
工事費	航路標識機器修繕工事	3			
計		27	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	海上交通センター運用装置等購入	291	1	93.3
2	セナーアンドバーンズ株式会社	海上用ビーコン及び工事材料等購入	258	1	99.7
3	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置等購入	176	1	96.0
4	日本光機工業株式会社	灯台用光源び工事材料等購入	109	2	97.9
5	株式会社光電製作所	気象情報運用装置及び工事材料等購入	90	1	93.9
6	富士通株式会社	自営回線装置購入	88	1	98.3
7	シャープ株式会社	灯台用太陽電池及び工事材料等購入	29	1	99.7
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	情報配信装置購入	15	2	52.2
9	JIPテクノサイエンス株式会社	沿岸域情報提供システム構築	5	2	98.1
10	光進電気工業株式会社	気象測器購入	5	4	46.9

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	風向風速計購入	1	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	海上交通センター運用装置消耗品購入、船舶通航信号所改修工事	162	1	92.9
2	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置消耗品購入、航路標識機器改修工事	121	1	95.2
3	東亜建設工業株式会社	灯台改修工事	89	1	99.9
4	株式会社富士通マーケティング	船舶通航信号所改修工事	77	2	92.1
5	株式会社一宮工務店	船舶通航信号所改修工事	56	4	72.6
6	ベルウッド電気株式会社	灯台改修工事	50	2	97.7
7	株式会社緑星社	浮体式灯標等標体製造	44	3	88.6
8	有限会社吉田工業所	灯浮標標体整備	39	2	88.6
9	セナーアンドバーンズ株式会社	航空障害灯消耗品及び工事材料等購入	35	2	90.2
10	株式会社ミウラ総建	灯浮標改修工事	31	2	94.8

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	マーキング装置及び工事材料等購入、灯台用電源装置修繕工事	27	随意契約	-
2	日本光機工業株式会社	光ファイバ文字表示装置購入、LED灯器修理	23	随意契約	-
3	三和電子株式会社	インバーター装置購入、灯台機器改修工事	19	随意契約	-
4	有限会社田島工業所	灯浮標修繕工事	14	随意契約	-
5	ケイアイ電工有限会社	灯台機器改修工事	12	随意契約	-
6	トノカワ電業株式会社	灯台機器改修工事	12	随意契約	-
7	有限会社仙友建設	灯浮標修繕工事	11	随意契約	-
8	株式会社宮本鉄工所	灯浮標修繕工事	11	随意契約	-
9	株式会社大和屋電機	灯台機器改修工事	11	随意契約	-
10	こばた電設株式会社	灯台機器改修工事	11	随意契約	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋港管理組合	工事用地借上げ	0	随意契約	-
2	室蘭市	資材置き場敷地借上げ	0	随意契約	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本航路標識協会	浮体式灯標調査設計	2	随意契約	-
2	一般財団法人九州電気保安協会	航路標識電気設備改修工事	0	随意契約	-
3	一般財団法人沖縄電気保安協会	高圧受電設備点検	0	随意契約	-
4	社団法人電波産業会	使用可能周波数の調査	0	随意契約	-
5					
6					
7					
8					
9					
10					

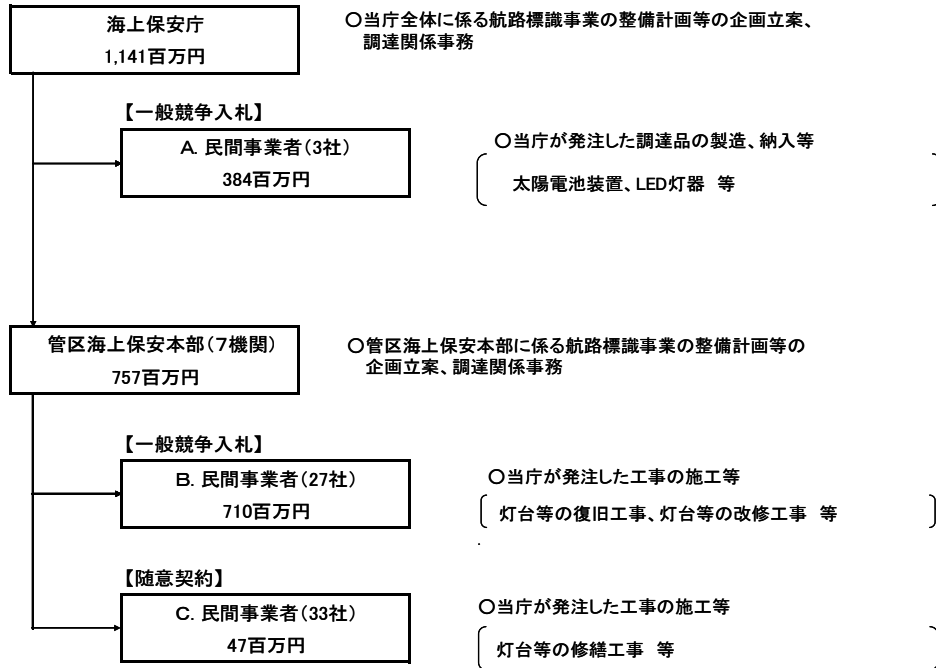
平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名		航路標識整備事業費（東日本大震災関連）		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		S23～		担当課室	企画課		課長 金子 英幸		
会計区分		一般会計、東日本復興特別会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		海上保安庁法第5条第1項第10、22号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)		東日本大震災において被災した航路標識の復旧を行っている。 また、特に緊急性の高い東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生が予測される地域について、地震や津波などの自然災害及びこれに伴う停電に影響されず標識機能を確保するため、航路標識の耐震・耐波浪補強及び自立型電源化(太陽電池化)を実施している。							
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		予算の状況	当初予算	-	-	-	283	342	
			補正予算	-	-	3,204	-	-	
			繰越し等	-	-	△ 2,013	2,013	-	
		計		-	-	1,191	2,296	342	
		執行額		-	-	1,141	-	-	
		執行率 (%)		-	-	95.8%	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
		・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)		成果実績	隻	2,516	2,380	2,508	-
				達成度	%	-	-	-	-
		・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)		成果実績	件	1	0	0	0
				達成度	%	0	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		航路標識整備事業の実施箇所数		活動実績 (当初見込み)	箇所	-	-	163	- (55)
単位当たりコスト		7 (百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 23年度の執行額/実施箇所数				
平成24・25年度予算内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	航路標識整備事業費		283	342	25年度要求は首都直下地震の地域を加え、航路標識の防災対策を実施するための所要額を要求している。				
	計		283	342					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	航路標識の整備は、外国船を含む全ての船舶の海難を未然に防止し、これら船舶の人命及び財産の保護に資するための事業であることから、国が実施する必要があり、かつ、優先度が高い。 航路標識整備事業は、限られた予算で適切に執行している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約については法令の規定により適切に行っており、大部分は競争入札で行っているため、競争性が確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	航路標識の施設・機器の整備については、以下に掲げる計画(事業箇所及び予算)を策定し、適切に事業を遂行している。 ・被災した航路標識の復旧 ・航路標識の耐震補強 ・航路標識の耐波浪補強 ・航路標識の自立型電源化
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本事業は、東日本大震災において被災した航路標識の復旧を実施しているほか、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び中央防災会議において決定された特に緊急性の高い地域について航路標識の防災対策を図っている。 平成23年度に引き続き、平成24年度も防災対策を推進する。 なお、耐震補強等の防災対策を施すことによって、航路標識の長寿命化につながり、建替え等の整備コストを縮減できる。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	調達方法の見直し等により、コストの縮減を図るべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
執行等改善	<p>新規参入を阻害する項目の有無について事業者に対する聞き取りを実施した。 また、耐震・耐波浪補強を行うことにより航路標識の長寿命化を図り、建替え等の整備コストを縮減するとともに、自立型電源化を行うことにより、電力料の縮減を図っている。</p>		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	復興-0060

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)

【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定買借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.セナーアンドバーンズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	灯浮標用ソーラーシステム制御器、鉄鎖等購入	210			
計		210	計		0
B.ベルウッド電気株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	灯浮標標体製造	272			
工事費	灯台復旧工事等	27			
計		299	計		0
C.ベルウッド電気株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	工事材料購入	1			
工事費	灯台復旧工事	4			
計		5	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	灯浮標用ソーラーシステム制御器及び鉄鎖等購入	210	1	100.0
2	日本光機工業株式会社	LED灯器及び太陽電池装置等購入	129	1	99.7
3	株式会社光電製作所	灯火監視制御装置及び蓄電池等購入	35	1	98.5
4	シャープ株式会社	太陽電池装置等購入	10	1	99.0
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ベルウッド電気株式会社	灯浮標標体製造、灯台復旧工事等	299	7	95.2
2	東華建設株式会社	仮設灯浮標設置工事等	187	2	99.5
3	株式会社大勝	灯台復旧工事等	50	3	99.8
4	東亜建設工業株式会社	灯標復旧工事	30	1	97.9
5	セナーアンドバーンズ株式会社	工事材料等購入	23	1	99.3
6	株式会社サトー総合サービス	灯台復旧工事	22	1	91.5
7	明德産業株式会社	工事材料等購入	15	2	100.0
8	株式会社鈴木工務店	灯浮標等復旧工事	9	1	96.3
9	株式会社清水電気	灯台等改良改修工事	7	2	77.5
10	株式会社轟組	灯浮標交換工事等	7	1	98.8

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ベルウッド電気株式会社	工事材料購入、灯台復旧工事	5	随意契約	-
2	光商産業株式会社	灯浮標復旧工事	3	随意契約	-
3	東友エンジニアリング株式会社	被災標識劣化度調査等	3	随意契約	-
4	株式会社三洋開発	灯浮標復旧工事	3	随意契約	-
5	株式会社明和土木	灯浮標復旧工事	2	随意契約	-
6	東華建設株式会社	灯標復旧工事	2	随意契約	-
7	木倉建設株式会社	灯台改良改修工事	2	随意契約	-
8	瀬戸建設株式会社	灯台等改良改修工事	2	随意契約	-
9	株式会社小野寺電機商会	灯台復旧工事等	2	随意契約	-
10	小林電気工業株式会社	灯台等機器改良改修工事	2	随意契約	-

平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	巡視船艇の整備に関する経費		担当部署	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	船舶課		課長 浅野 富夫			
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であるとともに、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、被害制御・長期行動能力、荒天下航行能力、夜間捜索監視能力、制圧能力等を備えた大型巡視船に重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条</p> <p>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	24,443	24,458	21,813	15,101			
		補正予算	9,862	2,431	0	-			
		繰越し等	△ 978	2,644	△ 63	691			
		計	33,328	29,533	21,750	15,792	19,522		
	執行額		30,674	26,935	20,992				
執行率 (%)		92.0%	91.2%	96.5%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績	%	94	96	95	
				成果実績	件	0	0	0	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	年度別新規整備隻数			活動実績	大型巡視船	隻	2	3	2
				活動実績	中型巡視船	隻	4	0	0
				活動実績	小型巡視船	隻	5	0	0
				活動実績	大型巡視艇	隻	3	4	0
				活動実績	小型巡視艇	隻	2	6	0
活動実績									
単位当たり コスト	巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり			算出根拠	主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額	
					(巡視船)	大型巡視船	約 92.0m	4ヵ年	約54億円
						中型巡視船	約 56.0m	3ヵ年	約28億円
						小型巡視船	約 46.0m	2ヵ年	約21億円
					(巡視艇)	大型巡視艇	約 32.0m	2ヵ年	約15億円
						小型巡視艇	約 20.0m	1ヵ年	約 3億円
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	船舶建造費	15,060	19,434	大型巡視船4隻、大型巡視艇3隻の新規要求による増					
	船舶建造庁費	22	35	日本再生戦略に関する「特別重点要求」(グリーン分野)5,419					
	船舶建造旅費	19	53						
	計	15,101	19,522						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の整備を行うものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	事業の実施にあたっては、整備の重点化を図るとともに、仕様の見直し等によりコストの縮減に努めている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、巡視船艇の計画的な整備により、これら業績指標についても目標達成を維持している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	海上保安業務における必要性も勘案しつつ我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、可能な限り整備計画の重点化を図り、今後とも大型巡視船を中心に整備を推進する。 【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 事業の実施に当たっては、大型巡視船の仕様を見直すこと等により整備コストの縮減に努めている。
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、財政上の制約を踏まえながらも、巡視船艇の老朽化の程度等を精査し、確実かつ計画的に整備を進めていくべき。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減		一部、官給品の調達方式を見直すことにより、コストの縮減を図ることとした。 我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、これらに対応可能な巡視船の整備を重点的に図ることとした。 (縮減額471百万円)	
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>平成22年度公開プロセス対象 事業番号: 16 予算事業名: 巡視船艇の整備に関する経費</p> <p>評価結果: 一部改善 (調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、海上保安業務における必要性も勘案しつつ、可能な限り、整備計画の重点化を推進) (現状を維持1名/一部改善3名/抜本的な改善1名/事業を廃止0名)</p> <p>とりまとめコメント 船艇の調達に際しての調達方式の見直し等により、競争性を高める努力を行い、整備コストの縮減を図るべきであり、また、財政状況も踏まえ、海上保安業務における必要性も勘案しながら、</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-515	平成23年行政事業レビュー	23-493

※平成23年度実績を記入

海上保安庁
20,992百万円

○巡視船艇の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、
調達関係事務

【一般競争入札】

A. 民間事業者(58社)
5,929百万円

○当庁が発注した調達品の納入

〔ディーゼル機関、発電装置、配電盤、搭載艇、
防舷物等の船用品、救命胴衣等法定備品 等〕

【公募による随意契約】

B. 民間事業者(12社)
13,849百万円

○当庁が発注した巡視船艇の建造、調達品の納入

〔巡視船艇の船体、取締りに必要な監視装置 等〕

【その他の随意契約】

C. 民間事業者(102社)
1,166百万円

○当庁が発注した調達品の納入

〔巡視船艇に搭載する武器
医療器具、機関整備用工具 等 少額のもの〕

【その他の随意契約】

D. 独立行政法人国立印刷局
1百万円

○入札公告等の官報への掲載

〔一般競争入札の官報公告〕

船舶建造旅費
47百万円

○巡視船艇の整備に伴う検査等に従事する職員
へ支給する旅費

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、借負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記載)

A. 新潟原動機株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関購入	2,352			
計		2,352	計		0
B. 三菱重工業株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	1000トン、180トン型巡視船建造	4,399			
物品購入費	遠隔監視探証装置購入	62			
計		4,461	計		0
C. 住友重機械工業株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	20ミリ機関砲、13ミリ機銃購入	1,104			
計		1,104	計		0
D. 独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(58社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新潟原動機株式会社	船舶用主機関購入	2,352	1	97.5
2	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関購入	1,067	2	99.8
3	日本無線株式会社	通信装置購入	627	4	88.6
4	富永物産株式会社	船舶用主機関購入	624	1	97.3
5	日本電気株式会社	通信装置購入	380	1	99.5
6	ヤンマー株式会社	船舶用主機関・発電機購入	353	3	98.9
7	シンフォニアテクノロジー株式会社	船舶用配電盤購入	106	5	99.4
8	三洋商事株式会社	船舶用需品購入	89	8	98.1
9	山基物産株式会社	停船命令表示装置購入	52	2	79.3
10	西芝電機株式会社	船舶用配電盤購入	51	5	99.7

B. 民間事業者(12社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三菱重工業株式会社	1000トン、180トン型巡視船建造、遠隔監視探証装置	4,461	公募による随意契約	-
2	アイエイアイ・マリユニテッド(株)	ヘリコプター2機搭載型巡視船建造	4,076	公募による随意契約	-
3	ユニバーサル造船株式会社	350トン型巡視船、30メートル型巡視艇建造	2,661	公募による随意契約	-
4	三井造船株式会社	1000トン型巡視船建造	1,365	公募による随意契約	-
5	墨田川造船株式会社	23メートル型巡視艇建造	494	公募による随意契約	-
6	新潟造船株式会社	30メートル型巡視艇建造	444	公募による随意契約	-
7	海洋総合開発株式会社	夜間監視装置購入	42	公募による随意契約	-
8	日本無線株式会社	警備救難情報表示装置購入	39	公募による随意契約	-
9	古野電気株式会社	警備救難情報表示装置購入	17	公募による随意契約	-
10	長野日本無線株式会社	通信装置購入	3	公募による随意契約	-

C. 民間事業者(102社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	住友重機械工業株式会社	20ミリ機関砲、13ミリ機銃購入	1,104	随意契約	-
4	日本工機株式会社	武器弾薬購入	14	随意契約	-
2	豊和工業株式会社	小銃購入	12	随意契約	-
7	ミネベア株式会社	けん銃購入	5	随意契約	-
8	株式会社フォーサイト	船用需品購入	2	随意契約	-
5	ユニバーサル造船株式会社	艦装員待機施設提供	2	随意契約	-
3	アライ印刷株式会社	印刷製本	2	随意契約	-
6	株式会社理経	小銃用照準具購入	2	随意契約	-
9	株式会社マルミヤ	船用需品購入	2	随意契約	-
10	有限会社ブレイン	船用需品購入	2	随意契約	-

D. 公益法人(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	1	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

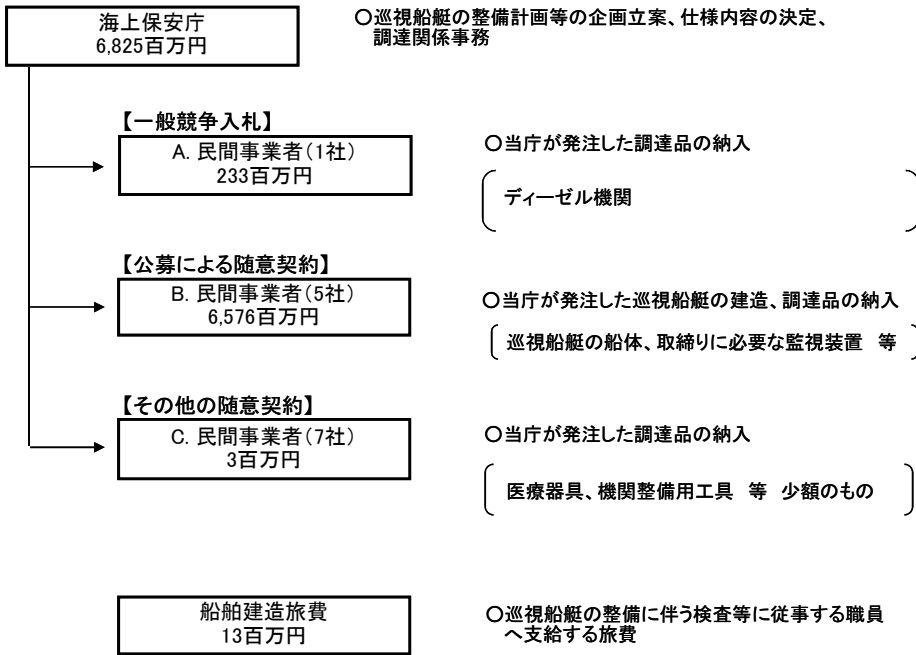
10				
----	--	--	--	--

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	巡視船艇の整備に関する経費 (東日本大震災関連)		担当部署	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	船舶課		課長 浅野 富夫			
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、曳航能力、救援物資等の輸送能力、給水能力等の災害対応能力を向上させた巡視船艇を整備する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
	予算の状況	当初予算	-	-	-	2,427	6,752		
		補正予算	-	-	12,100	-			
		繰越し等	-	-	△ 4,066	4,066			
		計	-	-	8,034	6,493	6,752		
	執行額		-	-	6,825				
執行率 (%)		-	-	85.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95
					海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	年度別新規整備隻数			活動実績	大型巡視船	隻	-	-	2
					中型巡視船	隻	-	-	0
					小型巡視船	隻	-	-	0
					大型巡視艇	隻	-	-	6
小型巡視艇					隻	-	-	0	
単位当たりコスト	巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり			算出根拠	主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額	
					(巡視船) 大型巡視船	約 92.0m	4ヵ年	約50億円	
					(巡視艇) 大型巡視艇	約 37.0m	2ヵ年	約19億円	
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	船舶建造費	2,396	6,729	大型巡視艇6隻の新規要求による増					
	船舶建造庁費	5	4						
	船舶建造旅費	26	19						
	計	2,427	6,752						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。不用が生じた場合、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、災害対応能力を強化した巡視船艇を計画的に整備している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、輸送・給水・消防等の災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		大型巡視船の一括調達を活用により整備コストの縮減が認められる。引き続き、大規模災害への対応体制の確保を図るべき。	
		上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)	
現状通り		引き続き、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、大規模災害への対応体制を確保することとした。	
		補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)	
<p>平成22年度公開プロセス対象 事業番号:16 予算事業名:巡視船艇の整備に関する経費</p> <p>評価結果:一部改善 (調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、海上保安業務における必要性も勘案しつつ、可能な限り、整備計画の重点化を推進) (現状を維持1名/一部改善3名/抜本的な改善1名/事業を廃止0名)</p> <p>とりまとめコメント 船艇の調達に際しての見直し等により、競争性を高める努力を行い、整備コストの縮減を図るべきであり、また、財政状況も踏まえ、海上保安業務における必要性も勘案しながら、</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-515	平成23年行政事業レビュー	23補-0061

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. ダイハツディーゼル株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関購入	233			
計		233	計		0
B. 三井造船株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	1000トン型巡視船建造	2,730			
計		2,730	計		0
C. 独立行政法人海上技術安全研究所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	支援システム作成	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ダイハツディーゼル株式会社	船舶用主機関購入	233	3	99.5
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井造船株式会社	1000トン型巡視船建造	2,730	公募による随意契約	-
2	墨田川造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,904	公募による随意契約	-
3	新潟造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,259	公募による随意契約	-
4	長崎造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	627	公募による随意契約	-
5	古野電気株式会社	警備救難情報表示装置購入	56	公募による随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

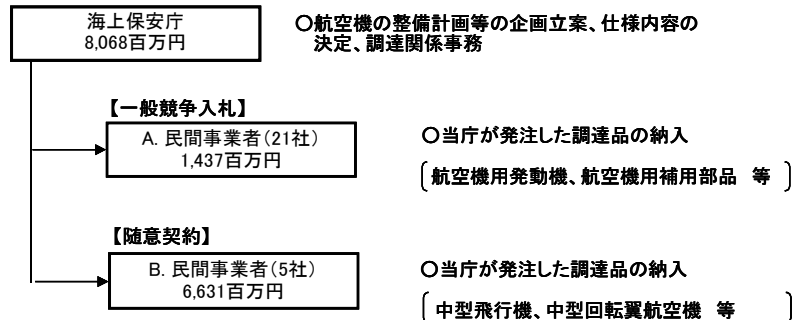
C. 民間事業者(7社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上技術安全研究所	支援システム作成	1	随意契約	-
4					
2					
7					
8					
5					
3					
6					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 今井 純一郎			
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条</p> <p>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
	予算の状況	当初予算	10,078	9,555	8,257	8,880	9,499		
		補正予算	5,232	2,616	0	-			
		繰越し等	53	0	0	0			
		計	15,362	12,171	8,257	8,880	9,499		
		執行額	15,171	12,001	8,068				
	執行率(%)	98.8%	98.6%	97.7%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95	
	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件		0	0	0			
活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度		
年度別新規整備機数		活動実績	中型ヘリコプター	機	6	7	2		
単位当たりコスト	航空機1機あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	主要目 (ヘリコプター) 中型ヘリコプター	整備期間 3~4ヵ年	1機あたりの事業総額 約44億円			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	航空機購入費	8,880	9,499	中型ヘリコプター3機の新規要求による増					
				日本再生戦略に関する「特別重点要求」(グリーン分野)1,485					
	計	8,880	9,499						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の整備を行うものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	事業の実施にあたっては、整備の重点化を図るとともに、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、航空機の計画的な整備により、これら業績指標についても目標達成を維持している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	海上保安業務における必要性も勘案しつつ我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、今後とも航続性能に優れ夜間監視能力を備えた中型ヘリコプターの整備を推進する。 【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 事業の実施に当っては、他機関との情報の共有等の連携を行うとともに、導入機種の見直し等を通じて、コスト縮減に努めている。
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、財政上の制約を踏まえながらも、航空機の老朽化の程度等を精査し、確実かつ計画的に整備を進めていくべき。	
		上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)	
縮減		引き続き、整備の重点化をを図るとともに、仕様の見直し等により整備コストの縮減を図った。 (縮減額20百万円)	
		補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)	
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23-494



○航空機の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、調達関係事務

【随意契約】

航空機の代替整備においては、当庁に求められる新たな業務へ対応するため平成18年度から機種の一化による維持経費の低コスト化、ランニングコストの縮減などを念頭に複数のメーカーからの提案を検討し、機種を選定を行っており、調達においては、仕様内容に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれるため、会計法、予算決算及び会計令により随意契約を行っている。
また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

- (国の行為を秘密にする必要がある事項)
- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
 - 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規程にかかわらず政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単位:
百万円)

A. 三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	中型回転翼航空機用部品買入	582			
計		582	計		0
B. 三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機3機買入	3,705			
計		3,705	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(21社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	582	1	99.7
2	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	230	1	99.9
3	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	142	1	100
4	池上通信機株式会社	航空機用部品の購入	95	1	99.7
5	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品の購入	92	1	82.0
6	株式会社JALUX	航空機用部品の購入	21	1	89.0
7	海外アピオテック株式会社	航空機用部品の購入	20	1	99.7
8	三洋商事	航空機用部品の購入	11	2	100
9	トーエイ株式会社	航空機用部品の購入	9	2	100
10	協栄マリンテクノロジー株式会社	航空機用部品の購入	8	1	100

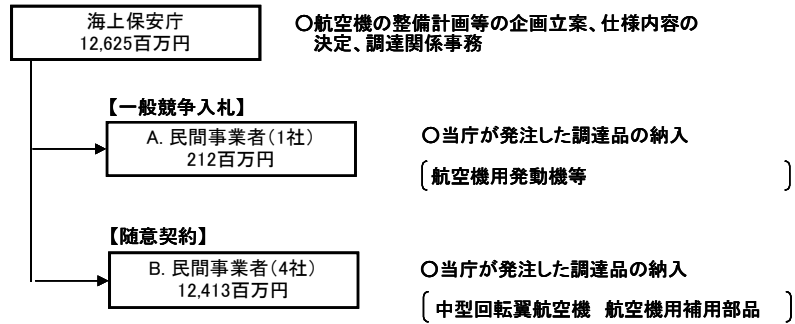
B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機購入	3,705	随意契約	99.9
2	EUROCOPTER SAS	航空機購入	2,814	随意契約	99.9
3	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品の購入	63	随意契約	99.9
4	株式会社カナデン	航空機用部品の購入	29	随意契約	100
5	長野日本無線株式会社	航空機用部品の購入	20	随意契約	100
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の整備に関する経費(東日本大震災関連)		担当部署	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 今井 純一郎			
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、今般の震災で被災した航空機を復旧し、夜間や悪天候時でもしよう戒飛行や捜索監視が行えるほか高速性及び航続性に優れた航空機を整備する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
	予算の状況	当初予算	-	-	-	0			
		補正予算	-	-	12,635	-			
		繰越し等	-	-	0	0			
		計	-	-	12,635	0	1,526		
	執行額	-	-	12,625					
執行率(%)	-	-	99.9%						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95
					海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	年度別新規整備機数			活動実績	中型飛行機	機	-	-	1
				中型ヘリコプター	機	-	-	5	
単位当たりコスト	航空機1機あたりの事業総額は右のとおり			算出根拠	主要目 (飛行機)	整備期間	1機あたりの事業総額		
					中型飛行機 (ヘリコプター)	3カ年	約40億円		
					中型ヘリコプター	3~4カ年	約24~44億円		
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	航空機購入費	0	1,526						
	計	0	1,526						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機の整備を行い、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、東日本大震災により被災した航空機を代替するべく計画的に整備している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機を早急に復旧し、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、従来導入してきた機種と同等の性能を有しつつも、安価な新機種を導入している。また、今後整備する機種を同一にすることにより、予備部品数の調達による維持経費の削減等を図っている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	引き続き、適切に業務を遂行するとともに、大規模災害への対応体制の確保を念頭にしつつ、海上保安業務における必要性を勘案し、より効果的に整備を進めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	大規模災害への対応体制の確保を念頭にしつつも、我が国をとりまく国際情勢等を考慮し、航続性能等を備えた航空機の整備を行っている。		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23補-0062



○航空機の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、調達関係事務

【随意契約】

航空機の代替整備においては、当庁に求められる新たな業務へ対応するため平成18年度から機種の一統化による維持経費の低コスト化、ランニングコストの縮減などを念頭に複数のメーカーからの提案を検討し、機種の選定を行っており、調達においては、仕様内容に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれるため、会計法、予算決算及び会計令により随意契約を行っている。
また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規程にかかわらず政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. 日本エアロスペース株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航空機用発動機買入	212			
計		212	計		0
B. MITSUBISHI INTERNATIONAL CORPORATION			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機4機買入	6,798			
計		6,798	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本エアロスペース	航空機用部品購入	212	1	99.9
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 民間事業者(4社)

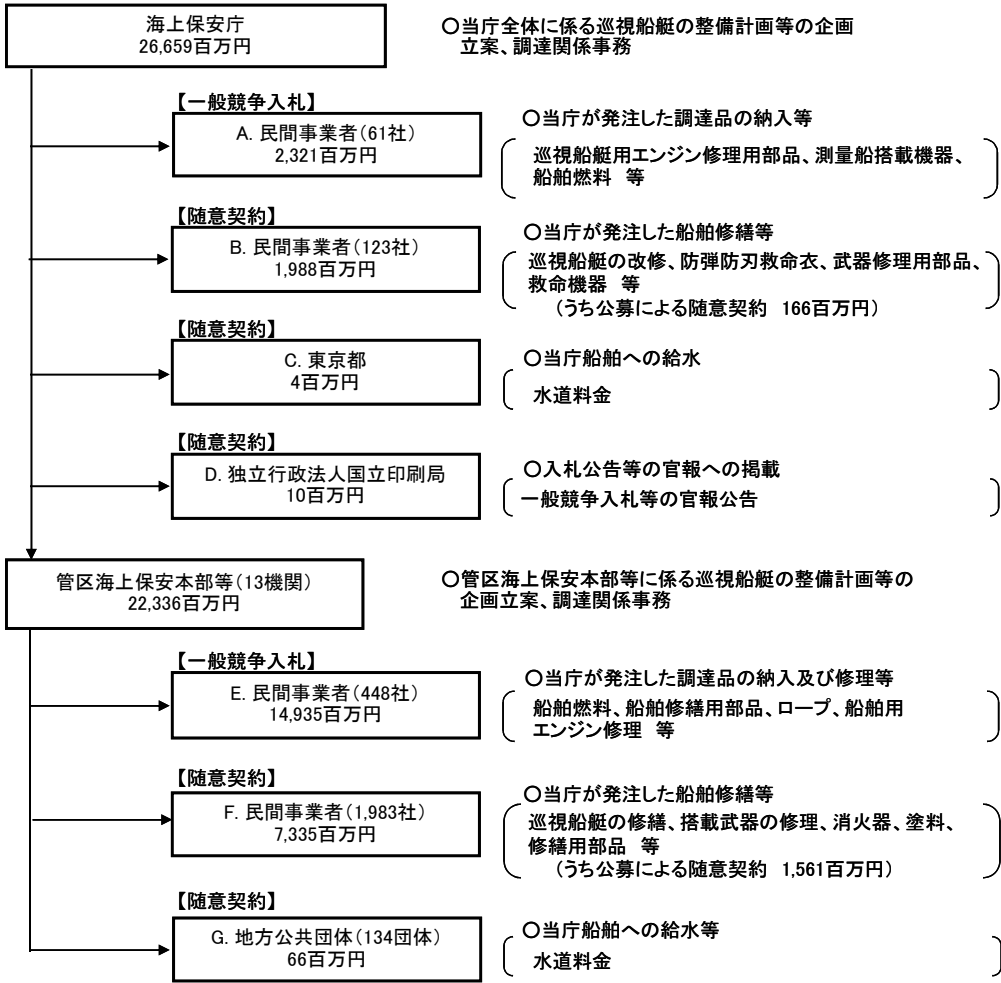
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	mitsubishi international corporation	航空機購入	6,798	随意契約	100
2	EUROCOPTER SAS	航空機購入	2,756	随意契約	100
3	SOJITZ CANADA CORPORATION	航空機購入	2,662	随意契約	100
4	INTL AVIATION TECHNICAL SERVICES,INC.	航空用部品購入	197	随意契約	99.9
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	巡視船艇の運航に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者					
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	船舶課		課長 浅野 富夫					
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、 通知等	-							
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。										
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条</p> <p>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>										
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	20,836	22,634	20,563	26,555					
		補正予算	△ 354	1,329	6,595	-					
		繰越し等	0	△ 900	△ 496	1,853					
	計		20,482	23,063	26,662	28,408	23,693				
	執行額		20,456	23,017	26,659						
執行率 (%)		99.9%	99.8%	100.0%							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標						単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)			%	94	96	95
			成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)			件	0	0	0	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標						単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	巡視船艇等の燃料供給、船艇法定検査			活動実績	重油			万KL	5.3	5.0	6.5
				活動実績	経由			万KL	7.1	7.4	6.2
			活動実績	船艇法定検査			件	134	196	163	
単位当たり コスト	60 (百万円/1隻)		算出根拠			単位当たりコストは、平成23年度の巡視船艇等の運航に関する経費の執行額26,659百万円を巡視船艇等の総数448隻で除したものである。					
平成24・25 年度 予算 内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
	航空機及船舶運航費		26,555	23,693	日本再生戦略に関する「特別重点要求」(グリーン分野)1,375						
	計		26,555	23,693							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の修繕、燃料の供給等を行い、巡視船艇の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	契約行為については、海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて巡視船艇を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。
	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっている ※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	本経費については、例えば修繕に関し、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定したり、乗員や陸上職員による日常点検等の実施体制を確立することにより法定検査間隔を延伸するなど、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 業務の見直しにより、航路標識測定船等の合理化を行いコスト縮減を図った。また、引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		業務の見直しにより、航路標識測定船等の合理化を行ったことによるコスト縮減が認められるが、船舶管理を的確に行うことにより、コストの縮減を図るべき。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減		巡視船艇の新たな就役に伴い、25年度中に解役される巡視船艇の修繕費用については、法定上必要なものに限定することにより、コスト縮減を図ることとした。 (縮減額59百万円)	
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-517	平成23年行政事業レビュー	23-495、23補-0063

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

【随意契約】

巡視船艇の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密

にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、船艇がドックにおいて定期検査の結果、追加の修理を行う必要が生じた場合、別の業者と契約し、当該業者のドックに移動して追加修理を行うことは経済的ではなく、かつ、工期が余分にかかることから、会計法により競争に付することが不利と認められる場合に該当するものとして、当初のドックと随意契約を行っている。

なお、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A. 伊藤忠エネクス株式会社			E. 株式会社りゆうせき		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
燃料費	船舶用燃料費	330	燃料費	船舶用燃料費	1,072
計		330	計		1,072
B. ユニバーサル造船株式会社			F. サンセイ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	巡視船延命工事	506	役務費	巡視船定期検査修理	380
			電気料	上架船舶自活用電力	1
計		506	計		381
C. 東京都			G. 横浜市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
水道料	船舶用水道料	4	水道料	船舶用水道料	8
計		4	計		8
D. 独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	10			
計		10	計		

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(61社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	伊藤忠エネクス株式会社	船舶用燃料購入	330	2	97.5
2	新潟原動機株式会社	船舶用主機関交換部品購入	301	1	95.0
3	サマユ株式会社	船舶用主機関交換部品購入	268	1	96.9
4	新東亜交易株式会社	船舶用主機関交換部品購入	131	1	100
5	かもめプロペラ株式会社	巡視船プロペラ購入	104	1	99.3
6	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関交換部品購入	102	1	100
7	日本無線株式会社	船舶用通信装置購入	101	2	88.5
8	三井造船株式会社	船舶用主機関交換部品購入	88	1	95.0
9	ヤンマー株式会社	船舶用主機関交換部品購入	87	1	97.9
10	トーエイ株式会社	船舶用需品購入	72	3	98.8

B. 民間事業者(123社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ユニバーサル造船株式会社	巡視船延命工事	506	随意契約	-
2	日本サルヴェージ株式会社	被災巡視船引きおろし工事	495	随意契約	-
3	函館どつく株式会社	巡視船定期検査修理、被災巡視船復旧工事	411	随意契約	-
4	五洋建設株式会社	震災による海上漂流物回収等作業	185	随意契約	-
5	三菱重工業株式会社	巡視船定期検査修理、航海計器購入等	89	随意契約	-
6	日本工機株式会社	巡視船武器弾薬購入	32	随意契約	-
7	ダイキン工業株式会社	巡視船武器弾薬購入	26	随意契約	-
8	株式会社善衛商事	巡視船備品購入	24	随意契約	-
9	東京計器株式会社	巡視船航海計器購入	22	随意契約	-
10	日本水路図誌株式会社	海図購入	19	随意契約	-

C. 地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	船舶用水道料	4	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D. 公益法人(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	10	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E. 民間事業者(448社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社りゆうせき	船舶用燃料購入	1,072	1	99.6
2	新潟原動機株式会社	船舶用主機関修理、船舶用主機関交換部品購入	1,069	2	99.8
3	横浜マリン石油株式会社	船舶用燃料購入	937	2	97.0
4	サノヤス造船株式会社	船舶用主機関修理、船舶用主機関交換部品購入等	416	1	98.2
5	北日本石油株式会社	船舶用燃料購入	394	7	99.5
6	三菱ふそうトラック・バス株式会社	船舶用主機関修理、船舶用主機関交換部品購入等	353	2	100
7	有限会社後藤石油	船舶用燃料購入	276	7	99.8
8	中川物産株式会社	船舶用燃料購入	272	1	98.8
9	道南石油株式会社	船舶用燃料購入	269	8	99.3
10	日米礦油株式会社	船舶用燃料購入	234	7	99.6

F. 民間事業者(1,983社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サンセイ株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検等	381	随意契約	-
2	内海造船株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検等	326	随意契約	-
3	サノヤス造船株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用主機関交換部品購入等	272	随意契約	-
4	函館どつく株式会社	巡視船定期検査修理、巡視船プロペラ修理等	257	随意契約	-
5	株式会社新笠戸ドック	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検等	253	随意契約	-
6	株式会社アイエイチアイマリンユナイテッド	巡視船定期検査修理、巡視船武器点検整備等	232	随意契約	-
7	新潟造船株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検等	225	随意契約	-
8	東北ドック鉄鋼株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検等	190	随意契約	-
9	株式会社日本製鋼所	巡視船武器点検整備、巡視船武器購入	178	随意契約	-
10	三菱重工工業株式会社	巡視船定期検査修理、巡視船武器点検整備等	177	随意契約	-

G. 地方公共団体(134団体)

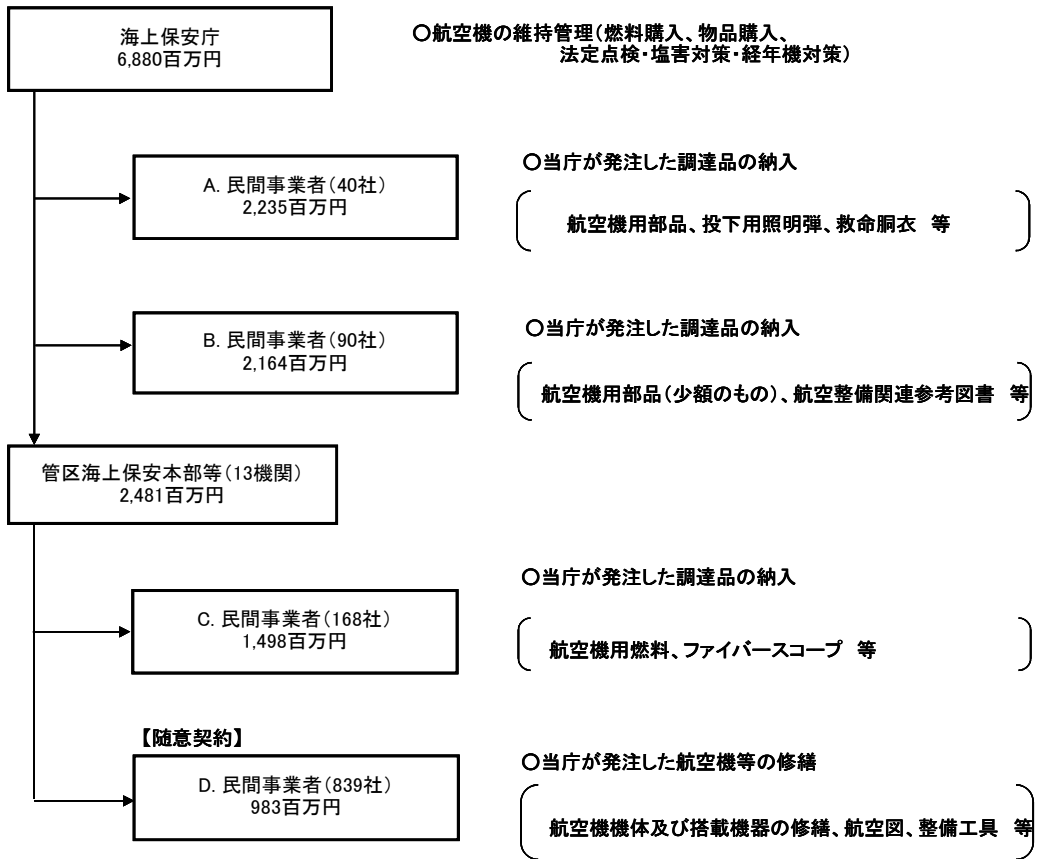
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	船舶用水道料	8	随意契約	-
2	福岡市	船舶用水道料	5	随意契約	-
3	呉市	船舶用水道料	4	随意契約	-
4	釧路市	船舶用水道料	3	随意契約	-
5	小樽市	船舶用水道料	3	随意契約	-
6	函館市	船舶用水道料	2	随意契約	-
7	和歌山県	船舶用水道料	2	随意契約	-
8	神戸市	船舶用水道料	2	随意契約	-
9	新潟県	船舶用水道料	2	随意契約	-
10	沖縄県	船舶用水道料	2	随意契約	-

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の運航に関する経費	担当部局庁	海上保安庁装備技術部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~	担当課室	航空機課	課長 今井 純一郎				
会計区分	一般会計	施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号	関係する計画、通知等	-					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	7,240	7,146	7,082	7,211	7,509	
		補正予算	163	0	0	-		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	7,403	7,146	7,082	7,211	7,509	
	執行額	7,391	7,137	6,880				
執行率(%)	99.8%	99.9%	97.1%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)			%	94	96
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度
	航空機の燃料供給、機体整備	活動実績	ジェット燃料			万KL	2.0	1.9
単位当たりコスト	94 (百万円/1機)	算出根拠			単位当たりコストは、平成23年度の航空機の運航に関する経費の執行額6,880百万円を航空機の総数73機で除したものである。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	航空機及び船舶運航費	7,211	7,509					
	計	7,211	7,509					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の修繕、燃料の供給等を行い、航空機の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて航空機を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>本経費については、例えば修繕に関し、職員による点検整備を増やすことで業者による整備間隔を延伸したり、解役が迫った航空機について、法定点検が必要となる所定の飛行時間に達しないよう運用を調整するなどにより、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。</p>		
一部改善	<p>調達方式について競争性の確保が認められるが、航空機の点検整備の効率化を検討し、コストの縮減を図るべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	<p>引き続き、調達方式の見直し等を行いつつ、他機関との情報の共有等の連携を行うこと等を通じて、コスト縮減を図ることとした。 (縮減額65百万円)</p>		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23-496

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。
また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーザー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. 新東亜交易株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空機用部品整備	225			
計		225	計		0
B. 富士重工業株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空機整備作業手順書更新	202			
計		202	計		0
C. 川重商事株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
燃料費	航空機用燃料購入	330			
計		330	計		0
D. 北海道船用品株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	4			
計		4	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(40社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新東亜交易株式会社	航空機用部品整備	225	1	100
2	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入	136	1	100
3	双日エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	132	1	99.9
4	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	99	1	100
5	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	95	1	98.0
6	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	89	1	99.9
7	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品購入	77	1	93.8
8	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品購入	61	1	100
9	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入	51	1	99.9
10	伊藤忠アビエーション株式会社	航空機用部品購入	49	1	100

B. 民間事業者(90社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士重工業株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	202	随意契約	-
2	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品購入	191	随意契約	-
3	日本飛行機株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	124	随意契約	-
4	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	96	随意契約	-
5	ユーロコプタージャパン&E株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	83	随意契約	-
6	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入	41	随意契約	-
7	双日エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	34	随意契約	-
8	株式会社ジヤムコ	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	26	随意契約	-
9	三菱重工業株式会社 航空宇宙事業本部整備・エンジン事業部	航空機用部品購入	24	随意契約	-
10	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	24	随意契約	-

C. 民間事業者(168社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	川重商事株式会社	航空機用燃料購入	330	2	97.4
2	株式会社沖航燃	航空機用燃料購入	255	1	100
3	千歳空港モーターサービス株式会社	航空機用燃料購入	112	2	97.7
4	国際航空給油株式会社	航空機用燃料購入	102	1	99.1
5	株式会社IKS	航空機用燃料購入	97	2	100
6	JX日鉱日石エネルギー株式会社沖縄支店	航空機用燃料購入	67	1	100
7	国際航空給油株式会社	航空機用燃料購入	50	3	98.0
9	株式会社サンロード	航空機用燃料購入	44	2	100
8	マイナミ空港サービス株式会社	航空機用燃料購入	42	2	95.5
10	三愛石油株式会社	航空機用燃料購入	28	3	94.7

D. 民間事業者(839社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道船用品株式会社	航空機用部品購入	4	随意契約	-
2	株式会社三虎	航空機用部品購入	2	随意契約	-
3	星野電気株式会社	格納庫改修	2	随意契約	-
4	株式会社新潟ビルサービス	格納庫改修	2	随意契約	-
5	株式会社コンピュータ沖縄	航空機用部品購入	2	随意契約	-
6	マイナミ空港サービス株式会社	航空用データ更新	2	随意契約	-
7	海外アピオテック株式会社	航空用データ更新	2	随意契約	-
8	株式会社エディオ	航空機用部品購入	2	随意契約	-
9	日本電計株式会社	航空機用部品購入	2	随意契約	-
10	堀ロエンジニアリング株式会社	航空機用部品購入	2	随意契約	-

平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の運航に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 今井 純一郎				
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、今般の震災で被災した航空機を修繕するとともに、被災した航空機用部品を復旧し、航空機を適正に維持・運航する体制を整備する。									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
		補正予算	-	-	2,866	-	-			
		繰越し等	-	-	0	0	-			
		計	-	-	2,866	0	-			
	執行額	-	-	2,852	-	-				
	執行率(%)	-	-	99.5%	-	-				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果目標					単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)			%	94	96	95
	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)			件	0	0	0			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標					単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	航空機の機体整備		活動実績	航空機用部品			個	-	-	417
	航空機用部品			個	-	-	721			
単位当たりコスト	39 (百万円/1機)		算出根拠			単位当たりコストは、平成23年度の航空機の運航に関する経費の執行額2,852百万円を航空機の総数73機で除したものである。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
		0	0							
	計	0	0							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機を修繕するとともに、被災した航空機用部品を復旧し、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならない、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、東日本大震災により被災した航空機及び航空機用部品の原状回復を念頭に計画的に航空機の修繕、航空機用部品の復旧を実施している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機を修繕するとともに航空機用部品等を復旧し、航空機の整備・修繕体制を確保することにより、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、被災前の状態への原状回復を念頭に計画的に復旧を進めた。
廃止		航空機の修繕及び航空機用部品の復旧が平成23年度で復旧していることから廃止とする。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止		上記所見のとおり、廃止とした。	
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23補-0064

※平成23年度実績を記入

海上保安庁
2,852百万円

○ 航空機の維持管理(燃料購入、物品購入、
法定点検・塩害対策・経年機対策)

【一般競争入札】

A. 民間事業者(37社)
1,721百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入
〔 航空機用部品、投下用照明弾、航空用ヘルメット 等 〕

【随意契約】

B. 民間事業者(313社)
1,131百万円

○ 当庁が発注した調達品の納入
〔 航空機用部品 〕

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが

不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、

政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. ユーロコプタージャパン株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	230			
計		230	計		0
B. 株式会社ティーエムシーインターナショナル			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用部品購入	250			
計		250	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(37社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入	230	1	100
2	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	219	1	99.7
3	株式会社ティエムシーインターナショナル	航空機用部品整備	204	1	99.0
4	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入	178	1	99.0
5	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	47	1	100
6	三洋商事株式会社	航空機用部品購入	46	1	99.9
7	双日エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	40	1	99.9
8	伊藤忠アビエーション	航空機用部品購入	20	1	100
9	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	15	1	99.8
10	トーエイ株式会社	航空機用部品購入	14	3	100

B. 民間事業者(313社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ティエムシーインターナショナル	航空機用部品整備	250	随意契約	-
2	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品整備	163	随意契約	-
3	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	66	随意契約	-
4	日本飛行機株式会社	航空機整備	22	随意契約	-
5	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品整備	17	随意契約	-
6	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品整備	2	随意契約	-
7	山碁物産株式会社	航空機用部品整備	2	随意契約	-
8	株式会社ジャムコ	航空機用部品整備	1	随意契約	-
9	株式会社加登ゴム	航空機用部品整備	1	随意契約	-
10	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	1	随意契約	-

平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	治安及び救難体制の整備に関する経費	担当部局	海上保安庁警備救難部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~	担当課室	管理課	課長 秋本 茂雄				
会計区分	一般会計	施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項 第1~3、6、7、12~18、25号	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資器材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資器材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	6,517	6,566	6,725	7,374	6,745	
		補正予算	396	6	△ 2	0	-	
		繰越し等	△ 7	0	28	0	-	
		計	6,907	6,572	6,751	7,374	6,745	
	執行額	6,685	6,435	6,714				
	執行率 (%)	96.8%	97.9%	99.5%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	23年度	23年度	目標値 (年度)
	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分たずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適当。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。	達成度	要救助海難の救助率(目標:平成23年以降95%以上にする) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95	-
		成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	-
	達成度		%	100	100	100	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	救助者	活動実績	人	1,636	1,906	1,579	-	
	犯罪処理状況		件	8,200	8,089	7,356	-	
	立入検査数		隻数	34,272	35,414	29,877	-	
単位当たり コスト	主な捜査資器材及び潜水資器材の価格、並びに巡視船艇の運航に必要な旅費の単位当たりコストは右のとおり	算出根拠	項目	単位	価格			
			海上保安官の個人装備 塗料鑑識装置(リース) 潜水資器材 (上席機動救難土用)	1台/1年	約609百万円 約14百万円 約9百万円			
			航海日当食卓料 (平成24年度予算額2,391百万円/361隻)			約7百万円		
平成 24 ・ 25 年度 予算 内 訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	別紙のとおり							
	計							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約を行っているものについては、公募、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。 海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>これまで、関係行政機関や地方公共団体等との連携・協力の推進により、治安・救難業務の効率的な遂行を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	引き続き、調達方式の見直し等により、コストの縮減を図るべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	鑑定資器材の契約にかかる新規入札参加者の増加等を図り、契約見直しを実施し、コストの縮減を図ることとした。(縮減額3百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			

平成22年行政事業レビュー	22-498	平成23年行政事業レビュー	23-497
---------------	--------	---------------	--------

※平成23年度実績を記入

海上保安庁 6,714百万円	○当庁全体に係る治安及び救難体制に関する計画等の企画立案、 調達関係事務
【一般競争入札】 A. 民間事業者(61社) 704百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 分析機器、業務用自動車借上 捜査取締資機材、制服、作業服 等 }
【随意契約(公募含む)】 B. 民間事業者(284社) 440百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 武器、弾薬、捜査関係資機材 救難用資機材、業務用図書 等 }
【随意契約】 C. 公益法人等(36機関) 12百万円	(うち公募による契約 53百万円) ○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 研修・講習等参加料、業務用図書 等 }
【随意契約】 D. 東京都 10百万円	○当庁施設への給水 { 水道使用料 }
旅費 50百万円	○当庁の職員が業務に従事するための旅費 { 警備救難業務旅費、捜査活動旅費、研修旅費 捜査活動外国旅費、航海日当食卓料 等 }

管区海上保安本部等(13機関) 5,498百万円	○管区海上保安本部に係る治安及び救難体制に関する計画等の 企画立案、調達関係事務
【一般競争入札】 E. 民間事業者(134社) 804百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 捜査取締資機材、保安部等電気料 等 }
【随意契約(公募含む)】 F. 民間事業者(9482社) 1,745百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 潜水資機材、防弾衣、庁舎の敷地借料 救難等資機材、薬物検査キット、業務用自動車整備 等 }
【随意契約】 G. 公益法人等(280機関) 44百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 訓練等受講料、自家用電気工作物保安管理委託、健康診断 庁舎設備法定点検 等 }
【随意契約】 H. 地方公共団体(319団体) 140百万円	○当庁の施設への給水等 { 水道使用料、敷地借料 等 }
旅費 2,765百万円	○当庁職員が業務に従事するための旅費 { 警備救難業務旅費、捜査活動旅費 航海日当食卓料、研修旅費 等 }

【随意契約】

防弾衣等の調達については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

携帯電話購入、回線使用料契約においては、携帯電話の内線化についての企画提案書を複数の電話会社から提出してもらい、企画競争委員会において最も優れた企画提案書に選定された業者と随意契約を締結する企画競争方式を採用した。

また、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条(契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。))は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の第三項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

○ 一般物品又は特定役務 1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

「公共調達の適正化について」(財務大臣通達)

一 入札及び契約の適正化を図るための措置

「従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロック ごとに最大の金 額が支出されて いる者について 記載する。費目 と使途の双方で 実情が分かるよ うに記載）	A.山基物産株式会社			E.株式会社エネット		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	物品購入費	制服、作業服等購入	157	光熱水料	庁舎電気供給	136
	計		157	計		136
	B.日本工機株式会社			F.関西国際空港株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	物品購入費	弾薬購入	177	借料	関西空港海上保安航空基地敷地借料	124
			光熱水料	関西空港海上保安航空基地水道料	27	
計		177	計		151	
C.独立行政法人海上災害防止センター			G.独立行政法人海上災害防止センター			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
役務費	研修費	2	役務費	研修費	3	
計		2	計		3	
D.東京都			H.高知県			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
光熱水料	水道使用料	10	借料	庁舎敷地借料	13	
計		10	計		13	

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(61社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山甚物産株式会社	制服・作業服購入	157	4	99
2	リコーロジスティクス株式会社	業務用物品移転作業	60	6	99.9
3	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機器部品購入	59	1	77.3
4	ニュービルメン協同組合	庁舎機械設備等保守	28	4	96.8
5	日本電気株式会社	業務システム機器移転作業	23	2	97.4
6	宏陽株式会社	制服購入	22	5	99.2
7	岸義(株)	制帽購入	17	4	99.3
8	オリックス自動車株式会社	業務用車借入	15	2	99.9
9	リーフエナジー株式会社	業務用航空燃料買入	13	2	89.9
10	加賀ソルネット株式会社	資機材購入	13	2	88.9

B. 民間事業者(284社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本工機株式会社	弾薬購入	177	随意契約	—
2	ダイキン工業株式会社	弾薬購入	76	随意契約	—
3	株式会社銀座銃砲店	弾薬購入	18	随意契約	—
4	東京電力株式会社	電気料	13	随意契約	—
5	旭精機工業株式会社	弾薬購入	13	随意契約	—
6	東京臨海熱供給株式会社	供給熱料	12	随意契約	—
7	山甚物産株式会社	作業服購入	10	随意契約	—
8	株式会社カナデン	航空機用資機材購入	10	随意契約	—
9	株式会社エネット	電気料	8	随意契約	—
10	東京カース株式会社	ガス料金	4	随意契約	—

C. 公益法人等(36機関)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上災害防止センター	研修費	2	随意契約	—
2	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	2	随意契約	—
3	財団法人航空振興財団	業務用書籍購入	2	随意契約	—
4	財団法人国際教育振興会	研修費	2	随意契約	—
5	財団法人日本人試験研究センター	研修費	1	随意契約	—
6	一般財団法人関東電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	0	随意契約	—
7	公益社団法人日本航空技術協会	業務用書籍購入	0	随意契約	—
8	独立行政法人放射線医学総合研究所	研修費	0	随意契約	—
9	財団法人健康医学協会	研修費	0	随意契約	—
10	財団法人新日本検定協会	鑑定費	0	随意契約	—

D. 地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	水道料	10	随意契約	—

E. 民間事業者(134社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社エネット	電気料	136	3	93.6
2	国際ビルサービス株式会社	空調維持費	45	1	1
3	河津建設株式会社	業務室撤去工事	27	3	99.3
4	株式会社浄美社	庁舎維持管理	26	6	1
5	北海道電力株式会社小樽支店	電気料	23	1	1
6	東京電力株式会社	電気料	19	2	88.3
7	リコージャパン株式会社	電子複写機保守	17	1	1
8	神山産業株式会社	救難資機材購入	17	1	94.9
9	協和建設工業株式会社	修繕工事	16	2	90.4
10	有隣堂ソリューションズ株式会社	電子複写機保守	15	1	1

F. 民間事業者(9482社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関西国際空港株式会社	庁舎等敷地借料	151	随意契約	—
2	国際ビルサービス株式会社	防災基地水槽薬剤費	61	随意契約	—
3	中部国際空港株式会社	庁舎等敷地借料	17	随意契約	—
4	神山産業株式会社	救難資機材購入	17	随意契約	—
5	協和建設工業株式会社	庁舎維持管理	16	随意契約	—
6	株式会社セノン	業務用車借入	12	随意契約	—
7	山基物産株式会社	作業用服購入	11	随意契約	—
8	北菱産業埠頭株式会社	庁舎維持管理	11	随意契約	—
9	株式会社トヨタレンタリース宮城	業務用車借入	10	随意契約	—
10	株式会社ファビルス北九州支社	庁舎維持管理	9	随意契約	—

G. 公益法人等(280機関)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上災害防止センター	研修費	3	随意契約	—
2	社団法人新潟県健康管理協会	職員採用試験健康診断	2	随意契約	—
3	医療法人社団 渡辺病院	職員健康診断	1	随意契約	—
4	医療法人三州会大勝病院	職員健康診断	1	随意契約	—
5	社団法人福岡県公共福祉登記土地家屋調査士協会	宿舎用地測量登記業務	0	随意契約	—
6	財団法人 沖縄船員厚生協会	業務用施設借上	0	随意契約	—
7	一般財団法人 九州電気保安協会	庁舎自家用電気工作物保安全管理業務	0	随意契約	—
8	医療法人社団景翠会	職員健康診断	0	随意契約	—
9	医療法人寿仁会沖縄セントラル病院	職員健康診断	0	随意契約	—
10	財団法人臨港病院	職員健康診断	0	随意契約	—

H. 地方公共団体(319団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	高知県	庁舎等敷地借料	13	随意契約	—
2	今治市	庁舎等敷地借料	12	随意契約	—
3	大阪市	庁舎等敷地借料	11	随意契約	—
4	常滑市	庁舎等敷地借料	10	随意契約	—
5	横浜市	庁舎等敷地借料・水道料	6	随意契約	—
6	東京都	庁舎等敷地借料	3	随意契約	—
7	沖縄県	庁舎等敷地借料・水道料	3	随意契約	—
8	呉市水	水道料	3	随意契約	—
9	北九州市	水道料	3	随意契約	—

10	神戸市	水道料	2	随意契約	—
----	-----	-----	---	------	---

平成 23 ・ 24 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由
	委員等旅費	1	1	
	移転費	287	-	
	海上警備対策旅費	66	108	
	外地抑留者引取旅費	0	0	
	各所修繕	224	229	
	活動旅費	236	242	
	帰住旅費	0	0	
	協力援助者災害給付金	12	11	
	航海日当食卓料	2,392	2,431	
	航空従事者研修費	107	120	
	国際機関分担金	3	3	
	諸謝金	8	8	
	証人等旅費	0	0	
	職員旅費	143	165	
	捜査費	157	165	
	装備費	1,150	581	
	弾薬費	266	284	
	庁費	1,611	1,649	
	土地建物借料	404	426	
賠償償還及払戻金	10	10		
被收容者等食糧費	1	1		
被服費	206	223		
非常勤職員手当	67	67		
報償費	21	21		
計	7,374	6,745		

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約を行っているものについては、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。 海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	各種資器材の復旧及び搜索救助活動資器材の整備により、被災地等での活動を確実に継続することができる。調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によることとしたが、引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止	各種資器材の復旧及び搜索救助活動資器材の整備が、平成24年度で完了することから廃止する。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
廃止	上記所見のとおり、廃止とした。		
補記(過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	23補-0065

※平成23年度実績を記入

海上保安庁
247百万円

○当庁全体に係る治安及び救難体制に関する計画等の企画立案、
調達関係事務

【一般競争入札】

A. 民間事業者(6社)
82百万円

○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等
〔監視取締艇、業務用自動車借上
捜査取締資機材、制服、作業服 等〕

【随意契約】

B. 民間事業者(4社)
2百万円

○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等
〔防弾防刃衣、武器、弾薬
救難用資機材、業務用図書 等〕

旅費
2百万円

○当庁の職員が業務に従事するための旅費

管区海上保安本部等(13機関)
161百万円

○管区海上保安本部に係る治安及び救難体制に関する計画等の
企画立案、調達関係事務

【一般競争入札】

C. 民間事業者(15社)
71百万円

○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等
〔捜査取締資機材、保安部等電気料 等〕

【随意契約】

D. 民間事業者(117社)
87百万円

○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等
〔潜水資機材、防弾衣、庁舎の敷地借料
救難等資機材、薬物検査キット、業務用自動車整備 等〕

旅費
3百万円

○当庁職員が業務に従事するための旅費
〔警備救難業務旅費、捜査活動旅費
航海日当食卓料、研修旅費 等〕

【随意契約】

防弾衣等の調達については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。
携帯電話購入、回線使用料契約においては、携帯電話の内線化についての企画提案書を複数の電話会社から提出してもらい、企画競争委員会において最も優れた企画提案書に選定された業者と随意契約を締結する企画競争方式を採用した。
また、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の第三項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

○ 一般物品又は特定役務 1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

「公共調達の適正化について」(財務大臣通達)

一 入札及び契約の適正化を図るための措置

「従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。」

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。費目
 と使途の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A.太洋日産自動車販売株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	業務用車購入	30			
計		30	計		0
B.太洋日産自動車販売株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	業務用車購入	1			
計		1	計		0
C.神山産業株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	救難資機材購入	19			
計		19	計		0
D.大阪電器株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	救難資機材購入	9			
計		9	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(6社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	太洋日産自動車販売株式会社	業務用車購入	30	2	0.971
2	加賀ソルネット株式会社	救難資機材購入	22	2	0.922
3	日本海洋株式会社	救難資機材購入	12	2	0.56
4	株式会社武田商店	制服・作業服購入	12	2	0.999
5	山甚物産株式会社	制服・作業服購入	3	3	0.978
6	株式会社科学装備研究所	資機材購入	3	2	0.876

B. 民間事業者(4社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	太洋日産自動車販売株式会社	業務用車購入	1	随意契約	—
2	神山産業株式会社	救難資機材購入	0	随意契約	—
3	イズミ産業株式会社	制服・作業服購入	0	随意契約	—
4	聖宏産業株式会社	作業用ベルト購入	0	随意契約	—

C. 民間事業者(15社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神山産業株式会社	救難資機材購入	19	1	0.996
2	内外商事株式会社	救難資機材購入	7	2	0.849
3	エイバン商事株式会社	救難資機材購入	5	2	0.999
4	大阪電器株式会社	救難資機材購入	5	6	0.839
5	日本船舶薬品株式会社	救難資機材購入	4	1	0.993
6	鹿児島森田ポンプ株式会社	救難資機材購入	4	3	0.91
7	株式会社シモセン	救難資機材購入	4	3	0.916
8	株式会社ダイビングシステムサービス	救難資機材購入	4	2	0.98
9	有限会社太陽商工	救難資機材購入	4	3	0.991
10	島田燈器工業株式会社札幌営業所	救難資機材購入	4	2	0.991

D. 民間事業者(117社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪電器株式会社	救難資機材購入	9	随意契約	—
2	キクニ株式会社	救難資機材購入	4	随意契約	—
3	神山産業株式会社	救難資機材購入	4	随意契約	—
4	聖宏産業株式会社	救難資機材購入	3	随意契約	—
5	株式会社沿海調査エンジニアリング	救難資機材購入	3	随意契約	—
6	株式会社鹿児島消防防災	救難資機材購入	3	随意契約	—
7	株式会社プロップ	救難資機材購入	3	随意契約	—
8	小樽船用品株式会社	救難資機材購入	3	随意契約	—
9	丸木医科器械株式会社	救難資機材購入	2	随意契約	—
10	株式会社ムラカミ	救難資機材購入	2	随意契約	—

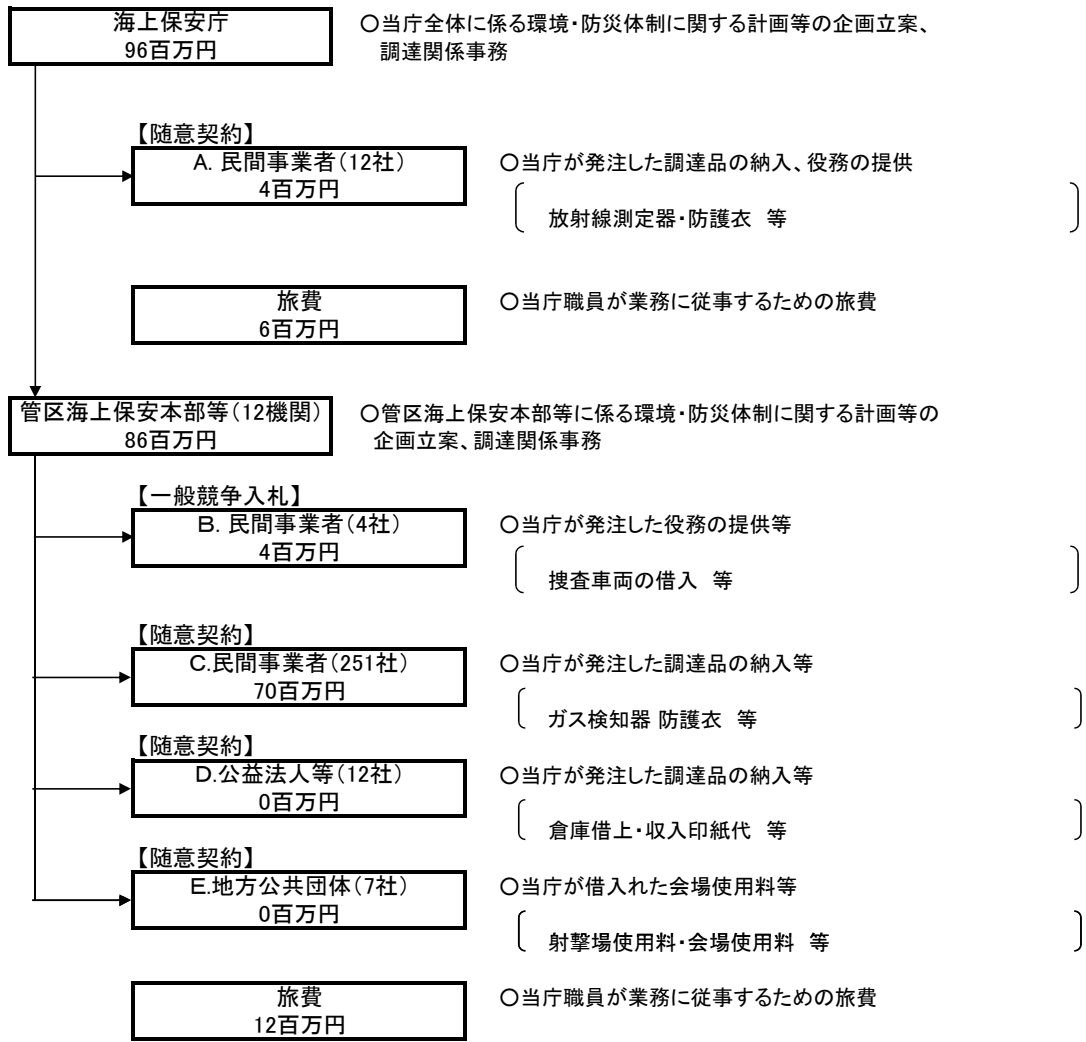
平成24年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	環境・防災体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	環境防災課		課長 七尾 英弘	
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第11号		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資器材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	108	103	98	96	101
		補正予算	983	0	0	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	1091	103	98	96	101
	執行額	1083	102	98			
執行率(%)	99.3%	99.0%	99.7%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	防除措置を行った油流出事故件数		活動実績 (当初見込み)	件	186	174	117
単位当たり コスト	油流出事故に対応するための主な資器材の価格は右のとおり	算出根拠	項目	単位	価格		
			オイルフェンス	300m	約3百万円		
			高粘度油回収装置	1式	約1百万円		
			可搬式油回収装置	1式	約6百万円		
平成23・24年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	委員等旅費	0	1				
	海上警備対策旅費	1	1				
	諸謝金	0	1				
	職員旅費	17	18				
	装備費	58	61				
	庁費	19	20				
	計	96	101				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海洋汚染の防止等を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	随意契約を行っているものについては、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>これまで、関係行政機関や地方公共団体等との合同訓練や、海事関係者等に対する各種講習会等を積み重ね、我が国全体の大規模海上災害等への対応能力の向上を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。 また、油等流出事故対応については、原因者に対して、消費した油吸着材の補填や汚れたオイルフェンスの洗浄等、引き続き適切なコストの負担を求めていく。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	引き続き、調達方式の見直し等により、コストの縮減を図るべき。また、油等流出事故対応については、引き続き原因者に対して適切なコスト負担を求めべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
執行等改善	旅行の行程を見直し、旅費のコスト縮減を図ることとした。		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-499	平成23年行政事業レビュー	23-498

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記載)

A.原電事業株式会社			E.静岡県		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材の校正	2	役務費	業務場所使用料	0
計		2	計		0
B.株式会社トヨタレンタリース名古屋			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	防災車両借入	2			
計		2	計		0
C.有限会社ミズシマ防災			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材の調達	3			
計		3	計		0
D.静岡県経済農業協同組合連合会			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	資機材用倉庫借上	0			
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.民間業者(12社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	原電事業株式会社	防災資機材の校正	2	随意契約	—
2	神山産業株式会社	防災資機材購入	0	随意契約	—
3	株式会社マルミヤ	事務用品購入	0	随意契約	—
4	株式会社上永電機工業所	防災基地保守	0	随意契約	—
5	株式会社セキユリコ	防災資機材購入	0	随意契約	—
6	株式会社ユーブドー	事務用品購入	0	随意契約	—
7	産業科学株式会社	防災資機材購入	0	随意契約	—
8	横浜船用品株式会社	防災資機材購入	0	随意契約	—
9	株式会社イチエ	事務用品購入	0	随意契約	—
10	東京電力株式会社	電気使用料	0	随意契約	—

B.民間業者(4社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社トヨタレンタリース名古屋	防災車両借入	2	3	0.884
2	有限会社舞鶴レンタカー	防災車両借入	1	2	0.963
3	株式会社トヨタレンタリース鹿児島	防災車両借入	1	1	0.999
4	株式会社日産フィナンシャルサービス	防災車両借入	0	1	0.831

C.民間業者(251社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社ミズシマ防災	防災資機材購入	3	随意契約	—
2	株式会社ビー・エス・インダストリー	防災資機材購入	3	随意契約	—
3	株式会社西文館	業務用機器購入	2	随意契約	—
4	日本ドライケミカル株式会社広島営業所	消化剤購入	0	随意契約	—
5	三洋商事株式会社門司支店	防災資機材購入	0	随意契約	—
6	株式会社ケイアイテック	防火作業服購入	0	随意契約	—
7	有限会社川尻工業	業務用資機材購入	0	随意契約	—
8	神山産業株式会社	防災資機材購入	0	随意契約	—
9	東宝商事株式会社	防災資機材購入	0	随意契約	—
10	三重保安商事株式会社	防災資機材購入	0	随意契約	—

D.公益法人等(12社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	静岡県経済農業協同組合連合会	資機材用倉庫借上	0	随意契約	—
2	財団法人新潟木材会館	会議室借上	0	随意契約	—
3	横浜第二合同庁舎内郵便局	収入印紙代金	0	随意契約	—
4	海上保安協会広島地方本部	業務用物品購入	0	随意契約	—
5	財団法人化血研	業務用物品購入	0	随意契約	—
6	酒田地区防災協会	講習会参加料	0	随意契約	—
7	日本小型船舶検査機構収入金	手数料	0	随意契約	—
8	高圧ガス保安協会 東北支部	登録料	0	随意契約	—
9	財団法人高岡市体育協会	武道場借上	0	随意契約	—
10	財団法人舞鶴市コミュニティ振興公社	柔道場借上	0	随意契約	—

E.地方公共団体(7社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	青森県	射撃場使用料	0	随意契約	—
2	尾鷲市	健康診断	0	随意契約	—
3	白山市	会場使用	0	随意契約	—
4	鹿児島市	水道料	0	随意契約	—
5	石川県	能登空港連絡事務所建物借料	0	随意契約	—
6	徳島県	徳島県排出油等防除協議会会費	0	随意契約	—
7	横浜市	岸壁使用	0	随意契約	—